

東京都地域医療構想推進事業（中小病院支援）費補助金交付要綱

2 福保医政第 8 6 号

令和 2 年 8 月 1 2 日

改正 3 福保医政第 6 4 8 号

令和 3 年 6 月 2 3 日

改正 4 福保医政第 7 5 9 号

令和 4 年 7 月 7 日

改正 5 保医医政第 1 号

令和 5 年 7 月 2 0 日

改正 6 保医医政第 9 号

令和 6 年 4 月 1 日

改正 7 保医医政第 3 9 7 号

令和 7 年 5 月 1 3 日

第1 目的

この要綱は、病床機能の分化・連携を進め、地域包括ケアシステムの推進を図るため、医療機能の強化を行う地域医療を支える医療機関に対し、改修又は増築の施設・設備整備に要する経費の一部を補助する。

第2 補助対象

1 補助対象者

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく東京都内の病院（許可病床 200 床未満に限る。）の開設者であって、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認めるもの。ただし、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、同条第 2 項に規定する特定独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、東京都（以下「都」という。）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人及び同条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

2 補助対象経費

（1）施設整備

別表により知事が定める医療機能の強化を行うために必要な改修又は増築工事に要する工事費又は工事請負費。ただし、次に掲げる費用を除く。

- ア 土地の取得又は整地に要する費用
- イ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ウ 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- エ 既存建物の買収に要する費用
- オ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 設備整備

別表により知事が定める医療機能の強化を行うために必要な医療機器等の備品購入費

第3 補助金の交付

この補助金は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 1 次表第2欄に定める基準額（以下「都基準額」という。）と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。ただし、補助対象事業が2年度以上にわたり継続する場合は、当該年度までの出来高に応じて交付するものとし、都基準額に出来高の割合を乗じた額から、前年度までに交付された補助金の額を除いた額を年度基準額とし、これを当該年度の実支出額と比較して、いずれか少ない方の額を選定する。

また、設備整備については、1品につき算出された額が第4欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

- 2 1により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
施設整備	次に掲げる1㎡当たりの単価に、基準面積を乗じて得た額とする。ただし、前年度からこの補助を受けている者については、補助を受けた最初の年度の交付要綱に定める単価を適用する。 1 改修及び増築 改修は、従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修に当たる場合とし、増築は、敷地内の既存の建物に建て増しする場合とする。 (1) 基準単価 1㎡当たり 484,000 円 (2) 基準面積 ア 看取り機能、緩和ケア機能、在宅療養支援機能及び転退院支援機能 35 ㎡ イ リハビリテーション機能 200 ㎡	知事が別に定める医療機能の強化を行うために必要な改修又は増築工事に要する工事費又は工事請負費	—

設備整備	1 施設当たり 35,000 千円	知事が別に定める医療機能の強化を行うために必要な医療機器等の備品購入費	1 品につき 100 千円
------	-------------------	-------------------------------------	---------------

第4 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事があらかじめ指定する期日までに、施設整備については別記第1号様式による交付申請書を、設備整備については別記第2号様式による交付申請書を、知事にそれぞれ1部提出しなければならない。

第5 交付決定及び通知

知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第8に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、その決定の内容を速やかに申請者に通知するものとする。

第6 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に準じて、知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

第7 申請の撤回

申請者は、第5の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第8 交付の条件

この補助金の交付決定には、次の条件を付けるものとする。

1 契約

補助事業に係る契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によることとし、申請者はこれを遵守しなければならない。

2 契約等の時期

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の通知（若しくはその内示）の受領後に、補助事業に係る契約を締結するものとする。ただし、施設整備において現に契約履行中の工事があり、それと当該事業に係る工事が密接不可分な場合においてはその限りではない。

3 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- (2) (1) の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。
- (3) 知事は、(1) の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3) の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1) の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

4 承認事項

補助事業者は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、その理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し承認を受けなければならない。ただし、次の(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

5 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1) の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

6 状況報告

- (1) 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。
- (2) 施設整備の補助事業者は、毎年度 12 月末日現在の補助事業の遂行状況を、翌月 15 日までに別記第 3 号様式により知事に報告しなければならない。

7 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- (3) 知事は、(2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内

容及び条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、12 の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

8 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

9 実績報告

(1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は東京都の会計年度が終了したときは、施設整備については別記第4号様式による事業実績報告書を、設備整備については別記第5号様式による事業実績報告書を、指定する期日までに、知事にそれぞれ1部提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

10 補助金の額の確定等

知事は、9の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

11 是正のための措置

知事は、10の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

12 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

ア 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。

(2) (1)の規定は、10の規定により交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用する。

13 補助金の返還

(1) 知事が12の(1)の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した

- 場合において、補助事業者は、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、知事が指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。
- (2) (1) の規定は、10 の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

14 違約加算金及び延滞金

- (1) 12 の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) の規定により、知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15 違約加算金の計算

- (1) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における 14 の (1) の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 知事が 14 の (1) の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

16 延滞金の計算

知事が 14 の (2) の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

17 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び器械器具（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

18 財産の処分

- (1) 施設整備の補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物について、設備整備の補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、(2) に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が適当と認める場合はこの限りではない。
- (2) (1) による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定め

る耐用年数とする。

- (3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

19 他補助金との重複

この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

第9 その他

- 1 特別の事情により、第3、第4、第8の6及び第8の9に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 2 申請者は、第3の表第1欄に定める事業区分の補助金を同時に申請する場合においても、この要綱に定める書類については、全て事業別に作成し、知事に提出するものとする。
- 3 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
ただし、「保健医療局」とあるのは、令和5年7月1日からの適用とする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。